

議案第 39 号

大野市福井大学教職大学院派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱案

令和 6 年 4 月 24 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

「福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科」の名称が変更されたため

大野市教育委員会告示第 号

大野市福井大学教職大学院派遣事業補助金交付要綱（令和6年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科</u>（以下「福井大学教職大学院」という。）に派遣する教員に対して、当該授業料等の一部を補助することにより、教員の進学を促し、今後の学校づくりや授業改革など大野市の教育の充実に資することを目的とし、福井大学教職大学院は県事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科</u>（以下「福井大学教職大学院」という。）に派遣する教員に対して、当該授業料等の一部を補助することにより、教員の進学を促し、今後の学校づくりや授業改革など大野市の教育の充実に資することを目的とし、福井大学教職大学院は県事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。